

■ 2指標の目標を達成した防災街区の取り扱い方針（案）について

- ・ 令和2年度末に策定した密集住宅市街地整備プログラムでは、「特に優先的な取り組みが必要な密集住宅市街地」のうち、2指標（不燃領域率・地区内閉塞度）を達成していない防災街区を重点対策地区と位置づけ、令和3年度に各種補助制度の拡充を実施。
- ・ 普及啓発等の効果もあり、令和3年度・令和4年度の老朽木造住宅の除却実績は好調に推移しており、早ければ今年度末にも2指標を達成する防災街区が発生する見込み。
- ・ 2指標達成後の防災街区の取り扱いの方針を定める必要がある。

○基本的な考え方

- ・ 2指標を達成した防災街区は、順次、その位置づけを重点対策地区から対策地区に移行する。

○考慮すべき課題

- ・ 重点対策地区から対策地区への位置づけの変更に伴い、利用可能な補助制度が変わる。
- ・ 事業主にとって補助率や限度額の変更等は、資金計画に深刻な影響を及ぼす恐れがあることから、地区の位置づけの変更にあたっては一定の経過措置期間が必要。

【位置づけ変更に伴う主な影響】

重点対策地区		対策地区
狭あい道路沿道老朽住宅除却促進制度		
対象建築物	幅員6m未満の道路に面した昭和56年5月31日以前建築の木造住宅	幅員4m未満の道路に面した昭和25年以前建築の木造住宅
補助率	2/3以内	1/2以内
限度額	戸建住宅：100万円 集合住宅：200万円	戸建住宅：75万円 集合住宅：150万円
民間老朽住宅建替支援事業（集合住宅への建替）		（制度なし）
狭あい道路拡幅促進整備事業		（制度なし）